

木曾地域公共交通活性化協議会規約及び分科会設置要領の改正について

令和 8 年 3 月 19 日
木曾地域公共交通活性化協議会事務局

1 概要

令和 8 年 4 月から木曾広域連合へ長野県が参画することに伴い、木曾地域振興局の交通政策に関する業務を木曾広域連合に移管することから、これに対応するための木曾地域公共交通活性化協議会（法定協議会）の組織見直しを行うほか所要の改正を行う。

2 改正内容

| 職名 | 現行 | 改正後 |
|-------|--------------|-------------------------------|
| 会長 | 木曾地域振興局長 | 木曾広域連合長である町村長 |
| 副会長 | 町村長から互選 | 木曾広域連合副連合長（県職員※） ※木曾地域振興局長 |
| 事務局長 | 木曾広域連合交通政策室長 | 木曾広域連合事務局長 |
| 事務局次長 | （新設） | 木曾広域連合交通政策室長 |

3 改正の理由

- ・業務移管に伴い、木曾地域振興局と木曾広域連合が現在共同で執行している交通政策に関する業務の全てを木曾広域連合が担うこととしたため。
- ・業務移管後の法定協議会運営にあたり、広域幹線バス運行事業の主宰者である 6 町村長のうち、木曾広域連合長である者が会長に適すると認められるため。
- ・業務移管に伴い、これまで県と木曾広域連合が共同で運営を担ってきた事務局体制が木曾広域連合単独での運営となるため。

4 その他

- ・これまで県併任職員を配置していた交通政策室長について、令和 8 年 4 月からは木曾広域連合職員（県自治法派遣）を配置する予定。

〔参考〕これまでの経過

- ・令和 3 年 4 月 法定協議会を設置、互選により協議会会長に大桑村長を選出
- ・令和 6 年 3 月 木曾地域公共交通計画 策定
- ・令和 6 年 4 月 計画策定に向け、県の関わりを深め推進力を高める必要から規約改正し、会長を木曾地域振興局長に変更
- ・令和 7 年 3 月 木曾地域公共交通利便増進実施計画 策定
- ・令和 7 年 4 月 木曾広域連合に交通政策室を設置
- ・令和 7 年 10 月 路線を再編、広域幹線バス「きそバス」の運行を開始
- ・令和 8 年 4 月 長野県が木曾広域連合に参画し、木曾地域振興局の交通政策に関する業務を木曾広域連合に移管